

「心の復興」事業に係る企画競争について

下記のとおり企画競争を行います。

平成 27 年 5 月 12 日

支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官
小瀬達之

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官 小瀬達之

2 企画競争の内容

(1) 事業名

「心の復興」事業

(2) 事業の目的

避難者の孤立防止の視点とともに、被災者の地域活性化等の活動等への参画をきっかけとして、自主的な健康づくりや地域の諸活動への積極的な参加につなげることにより、被災者の心身のケアを進めていく。

このため、仮設住宅入居者が参画しつつ、取組内容によっては、災害公営住宅へ移転した被災者や、避難先・避難元の住民も一体となった活動を通じて、被災者の心身のケアにより「心の復興」を成し遂げることを目的とする。

(3) 事業内容(※具体的な業務内容は、個別の事業による)

被災者の生きがいつくりにつながる以下のような取組を実施。

1. 農業

- ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行いつつ、収穫されたもので避難先の地域の方々と交流会を実施。収穫物を商品化して販売。

2. 水産業

- ① 避難先で漁業に従事している方々の御協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海にでる機会を創る。
- ② 震災前に漁業に従事していた避難者の経験を活かし、子どもたちや県外からの観光客の船上漁業体験を提供する。

3. 伝統文化の継承活動・まちづくり等

- ① 津波で失われた町並みを模型で復元しながら、町の歴史や文化などの伝統的地域資源の継承について住民参加型のアイデア創出ワークショップを実施。
- ② 伝統芸能の継承のための活動を実施。
- ③ まちづくりのイメージをみんなで作成するワークショップを実施。
- ④ 伝統芸能等を活かしながら帰還を促進するための事業を実施。

4. ものづくり等

- ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
- ② 中高年男性による料理教室。仮設団地同士でのグルメ大会を行う。
- ③ 商品の制作過程等の一部を担う活動に参画する機会を創る。

5. 世代間交流等

- ① 家族ロボット教室を実施し、子どもの理数科目への興味を喚起しながら、大人にとってもモノをつくる楽しさを感じ、世代を超えた交流の機会にする。
- ② 大学生等が地域活性化の活動に参画する。

(4) 事業実施期間

契約締結日～平成 28 年 3 月 31 日

3 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

復興に取り組む法人・団体であれば応募することができる。(法人格の有無、営利・非営利を問わない。複数の法人・団体・個人が任意団体を結成し、応募することも可能。)

企業単独、地方公共団体単独での応募も可能。また、自治会の連合体なども応募は可能である。

4 企画提案の手続等

(1) 公募期間・提案書類提出方法等

○ 公募期間（二次）

平成 27 年 5 月 12 日（火）～平成 27 年 5 月 27 日（水）

○ 公募締切（二次）

平成 27 年 5 月 27 日（水）12:00

○ 提案書類の提出先

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 1 階

復興庁 被災者支援班（復興庁 「心の復興」事業 事務局）宛

なお、電子媒体の使用可能なソフトは、「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Microsoft PowerPoint2013」以前の形式に限る。

(2) 企画提案書の提出方法

以下の提出物について、下記送付先に郵送（宅急便も可）又は持参で提出すること。
なお、ファイルには綴じず、提出物をそのまま封筒に入れて提出すること。

※ 郵送は書留郵便に限る。

郵送の場合、封筒の表に「『心の復興』事業提案書在中」と記載し、1提案ごとに送付すること。

平成 27 年 5 月 27 日（水）12:00 必着

5 契約候補者の選定方法

応募のあった提案について、選定基準に則り、選定する。

6 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書は無効にする。

7 選定結果の通知

平成 27 年 7 月中旬までに、復興庁のホームページで公表する。

8 その他

詳細は「心の復興」事業に係る公募要項による。